

## 原告李鶴来さんの死を悼み下記のとおり声明する。

韓国・朝鮮人B C級戦犯者の国家補償等請求訴訟弁護団

弁護士 今村鶴夫 弁護士 小池健治 弁護士 平湯真人

弁護士 木村庸五 弁護士 秀嶋ゆかり

弁護士 和久田修 弁護士 上本忠雄

### 記

政府および国会は、戦後補償を立法によって解決することを促している司法の見解を尊重し、故原告らおよびその遺族が第二次世界大戦において、国家の権力により犠牲を強いられ、被害を受けたことに対して速やかに立法措置を講ずるべきである。

### (司法の見解)

1 東京高等裁判所は、「第二次世界大戦において国家の権力により犠牲を強いられ、被害を受けた者たちに対しては、国家の責任においてその被った犠牲・被害について一定の補償をすべきであるという認識、すなわち弁護団主張の「条理」（正義公平の原理）が次第に我が國を含めた世界の主要国の共通の認識として高まりつつあるということができる」と判示し、「政府、国会など国政関与者において、この問題の早期解決を図るため適切な立法措置を講じることが期待されるところである」と条理の立法化を促している。

2 最高裁判所も原告ら各自が受けた刑を判示し、「深刻かつ甚大な犠牲ないし損害を被ったこと」を明らかにした上で、B C級戦犯者七名の者が被った犠牲ないし損害が深刻であるのに、これに対する補償を可能とする立法措置が講じられていないことに言及している。

しかし、未だに韓国・朝鮮人B C級戦犯者の個人およびその遺族に対する戦後補償立法は為されていない。

政府および国会は、戦後補償を立法によって解決するよう促している司法の見解を尊重し、速やかに立法措置を講ずるべきである。

### 戦争責任

他から問われて感ずるもの

ではない、

自らに問うて意識すべき罪。

忘れてあげようといってくれても、

時効にしてはならないもの。

信頼の源。

以上

## 李鶴来さんの96年と韓国人元BC級戦犯者「同進会」の66年

1925年2月9日(旧暦) 李鶴来さん、韓国・全羅南道宝城郡の山村の小作農の長男として生れる

1940年 小学校卒業後、製材所、郵便局などで働く

1942年 5月 朝鮮人俘虜収容所監視員募集に応募

6~8月 陸軍釜山西面臨時軍属教育隊で訓練後、南方に派遣され、タイ俘虜収容所に配属

1943年 泰総鉄道の駅所ヒントクで捕虜使役監視業務

1945年 8月 パンコクで敗戦を迎える。9月以降、戦犯容疑者に

1946年 4月 シンガポールに移送、取り調べ後、起訴却下 12月釈放

1947年 2月 引揚途上、香港で再拘束、シンガポールへ

3月 オーストラリアによる軍事裁判で、死刑判決 11月20年に減刑

(朝鮮人B C級戦犯148人が有罪判決、内死刑23人。内129人が捕虜収容所監視員)

1948年 8月 (大韓民国樹立)

1951年 8月 シンガポールから横浜に移送され、スガモ・プリズンに収監

9月 (サンフランシスコ平和条約調印、在日朝鮮人は日本国籍喪失へ)

1952年 2月 (日韓会談第29回予備会談で日本側「別途研究」提案、B C級議題にせず先送り)

4月 (サンフランシスコ平和条約発効、朝鮮人「日本国籍離脱」との政府通告)

6月 人身保護法に基づき保釈請求訴訟、7月最高裁請求却下

1955年 4月 会員約70名で「韓国出身戦犯者・同進会」を設立、基本的人権・生活権確保のため日本政府と交渉、鳩山一郎首相に要請書①早期釈放、日本人戦犯との差別待遇撤廃、②出所後の生活保障、③遺骨送還、國家補償を要請提出

1956年 4月 鳩山一郎首相と面談、以降、歴代首相・官房長官らに要望、善処約束

10月 仮釈放、池袋のアパートに暮らす

1957年 4月 (朝鮮人戦犯最後の釈放、全收容者の釈放、梶嶋ブリズン解散は翌58年5月)

1965年 6月 (日韓会談妥結、日韓基本条約・請求権協定調印⇒65年12月発効。以降、日本政府は「一括解決済み」を主張)

7月 韓国外交部・同進会に「請求権協定対象外」との見解を伝える

1991年11月 東京地裁に条理に基づき謝罪と補償を求めて提訴(原告7名、96年9月請求棄却、1998年7月二審東京高裁請求棄却、1999年12月最高裁請求棄却。\*裁判所は立法による解決を付言で強く勧告)

2003年 7月 衆議院内閣委員会福岡麻衣官房長官「戦争ということはあったにしても、そのことによって大変な負担を与えたということについて、政府として十分考えていかなければいけない」と答弁。傍聴。

2006年 6月 韓国政府が公式に慰員被害認定、韓国における名誉回復が実現

(衆議院に「特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案」提出⇒2009年7月審議未了廻案)

以降も立法を求める運動を継続、国会議員らに要請

2014年10月 韓国憲法裁判所に訴願(提訴)、韓国政府の不作為をただす

2016年10月 日韓議員連盟が法案作成、提出を確認

11月 日韓議連・韓日議連が取組みを声明

2020年 5月 「同進会」結成65年に 韓国・朝鮮そぞく戦犯者問題の解決:

10月 首相に要請書提出(歴代30人の日本の首相に提出)

2021年3月 28日 李鶴来さん逝去(享年96歳)

1999年6月 韓国政府が「謝罪のしるしとしての象徴的補償」を定めた

今村 記者発表



の裁判の皆さんと、裁いた側のオーストラリアの責任をも問うています。

李さんが誠実に対話を重ねた真摯な生き方は、いろいろな形で私たちの生き方を問うていると思います。

最後に一言。今日の集会のために、冊子を作成しました。「当罪者の存命中に一刻も早く！」と書きました。追悼の資料として作ったものではないのです。李さんが生きているうちにこれを解決してほしい、それにはこの国会が山になると思っていました。そして昨年の報道を中心に、李さんの言葉を、李さんの訴えをまとめました。

冒頭は「国会議員のみなさまへ」とありますが、今日、国会議員のお一人お一人の事務所にお配りしてまいりました。

私たちは李さんのやさしさに付けてきたと思います。先ほど弁護団声明をご紹介しましたが、裁判当時は日本の慰謝料と補償、補償も拘束1日あたり5000円としての裁決でした。しかし、象徴としての補償でいい、何らかのことに対し日本政府として応答してほしいということで1人あたり300万円とし、その後立法作業の過程で現在の法案では260万円となっています。条文も実現可能なものとして、妥協してきたものです。

法案をご覧ください。ここには、「BC級戦犯者」という文字はありません。「朝鮮人」「台湾人」の言葉もありません。誰が誰に対して謝罪するのかという言葉もありません。趣旨の第1条には、「特定連合国裁判被拘禁者が置かれている特別の事情等にかんがみ、人道的精神に基づき、特定連合国裁判被拘禁者及びその遺族に対する特別給付金の支給に関し必要な事項を定める」とあります。「人道的精神に基づき」とあります、「人道的」だったのは誰でしょうか。誰が誰に対して人道的な措置をするのですか。人道的だったのは李鶴来さんであり、李さんは、日本政府の、日本人の、正義と道義心に期待するとずっと言い続け、待ってくれていたのです。私はどこで諦めてもおかしくない思いながら、しかし、李さんはずっと信頼続けてくれていました。その信頼に倣する国であるのでしょうか。

「存命中に一刻も早く！」という言葉は届きませんでした。でも、李さんに何かお悔やみの言葉を言うならば、李さんが日本で実現できるならこうすることだと妥協を重ねた、この法案くらい実現しませんか。これは右だと左だとかは関係ありません、人道問題、人としての問題です。日韓関係も関係ありません。韓国との関係はどうであれ、日本国がやったことに起因する戦後の犠牲です。罪だけは「日本人」として負い、その後は知らない、これが人道的な国として許されるのかどうかを考えいただきたい。そして李さんにいまからでもよい報告ができるように力を出してくださいだと思います。

(写真：増田弘邦氏)

### 【要請書】

#### 「特定連合国裁判被拘禁者等特別給付金支給法案」の早期制定を要請します

外国籍BC級戦犯者問題の解決を長年にわたって訴えてこられた韓国人元BC級戦犯者「同進会」李鶴来会長が3月28日に急逝されたことに、私たちは深い衝撃を受けました。李鶴来さんが切望しておられた「不条理」の是正による日本国との和解が永遠に実現しないことになってしまいました。大変残念で、申し訳なく思います。

この問題は、国と国の秋間、法律・条約・協定の秋間、歴史の秋間に放置されたまま、70年近く1年月が経過した歴史的な人権問題です。戦後75年もの時間が経しましたが、もっと早く、昭和の時代に起きた問題ですから昭和の間に、遅くも20世紀中に解決すべきでした。

標記法案が準備されてからも、相当な時間が経過しました。日韓関係の悪化が法案提出が遅れている一因とされているようですが、軍事裁判が行われ、判決が下された當時は、まだ国が成立していないかった韓国は、この問題には直接関係がなく、あくまで日本国とその被雇用者であった韓国・台湾の元BC級戦犯との問題でした。1952年日韓会談予備会談で、日本側はこの問題を別途に研究すると説明し、日韓会談の議題からはずされたまま、今日に至っています。

長すぎる「不作為」です。20世紀末に東京地裁・高裁・最高裁も立法解決を促していますが、実現していません。特別給付金の予算額は、きわめて小さく規模です。

これ以上、「不条理」が先送りされることがないよう、すみやかに立法措置が取られることを強く要請します。

2021(令和3)年4月1日  
「外国籍BC級戦犯者問題解決のための早期立法を願う集い」 参加者一同

### 李鶴来同進会会长 通夜・告別式の報告

4月1日午後6時より多磨霊園・日華斎場にて通夜が営まれました。家族葬ではありましたが、代表の内海愛子さんのほか同進会を応援する会衆の人々が、集会後に駆けつけました。通夜がたまたま集会の日と重なり、本当に最後の最後まで立法の実現を訴え続けた生涯だったと思います。

喪主は李鶴来さんのお連れ合いの姜福順さん。急な別れの悲しみの大きさがそのご様子から察せられましたが、それでもメディアの取材に、「みなさんのお陰で、日本の人々に思いを届けられた。最後に会ったので、向こうの仲間にそう伝えられる」と答えておられました。そばにはご家族や親族、同進会の方々（当罪者のお連れ合いや二世、三世）が寄り添っていました。

翌2日の告別式では、誠経・焼香のあと、領賀恒志郎日韓総連会長、呂健二民団中央本部團長らからの弔電が読み上げられました。ご長男の広村哲さんの挨拶によると、コロナで顔会も叶わない状態であったが、最後は家族が見守るなか息を引き取られたとのこと。棺には、李鶴来さんの自伝『韓国人元BC級戦犯者の訴え』、1991年提訴の争理裁判での「原告本人尋問調書」、そして4月1日に国会議員に配布した小冊子が入れされました。他に入骨と紙パックの日本酒。李鶴来さんはお酒はほとんど飲ませませんが、向こうの仲間に持つていってもらおうと、ご家族が準備されていたものです。李鶴来さんはとても穏やかなお顔をされていました。

参列者全員で、たくさんの供花を棺の中に入れ、お見送りしました。長い間いに心より敬意を表し、ご冥福をお祈り申し上げます。

(大山美佐子記、写真：製沼氏)

### チャンギ殉難者慰靈祭のこと

毎年、4月の第二日曜日には、東京・池上本門寺の照應院で、チャンギ殉難者慰靈祭が開かれています。シンガポールのチャンギ刑務所で殺戮師をつとめた故・田中日暮御が住職をつとめた寺で、境内の一画の慰靈碑の前で、戦犯として処刑された方（多くは日本人）の追憶や関係者が集まり、慰靈をしています。

李鶴来さんら同進会の当事者は、長く皆で参列していましたが、最後の1人となった李さんは、体の動く限り、おそらく2018年まで参加していました。李さんの逝去の直後の今年は、鄭理恵子さん（朴求洪さんのお連れ合い）が遺影をもち、同進会を応援する会から内海、大山が参加。

田中日暮御から三代目の石川簡実・現住職が講話、そして刑死者への供養に関し温かなお話をされました。

かつては元戦犯者（有期刑）の方の参加もあり、やや戦友会のような趣もあったのですが、近年は参加者が減っているなか、今年は小さなお子様含め9人でご参加の方々がありました。開けた永友吉忠さんのご次男夫妻と子や孫たちのこと。永友吉忠さんは、李鶴来さんの自伝にもあります、死刑房で李さんと最後まで一緒にいた方でした（自伝82、83頁）。永友さんはタイ捕虜収容所の分所長で当時48歳。李さんはチャンギ会の場でも、永友さんに大変よくしてもらったことを生前語っていました。

ご遺族は李さんが伝える永友さんの思い出を大変喜んでくださいました。新緑から日差しが輝きこぼれるなか、遺影の李さんはその様子をにこやかに見守っているようでした。（大山記）